

令和6年度 農地中間管理事業を軸とした農地集積・集約化の推進に関する実施方針

農業従事者の減少・高齢化に伴い農地の流動化が加速する中で、本県農業の成長産業化を図るためには、経営規模の拡大に取り組む担い手等への農地の集積・集約化により、個々の経営体の生産基盤を強化していくことが大変重要である。このため、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和6年度末までに市町村に策定が義務付けられた、地域での合意形成により目指すべき将来の農地利用を明確化する「地域計画」を通して、県、農地中間管理機構（以下、「機構」）、農業会議、市町村、農業委員会等の関係機関が一体となり、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を計画的、効率的に推進する。

また、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権（以下、「基盤法利用権」）について、機構を介する農地利用集積等促進計画（以下、「促進計画」）への移行促進を図る。

具体的な取組

1 県事業等と連動した農地の集積・集約化

- (1) 水田農業については、3地区（水戸市、龍ヶ崎市、常総市）において、「農地集約型大規模水田経営体育成加速化事業」に取り組み、所得向上モデルとして、集約化に重点を置いた100ha規模の大規模水田経営体を短期間で育成する。
また、集積・集約化に対する潜在的ニーズが高い中規模経営体が今後自ら農地調整に取り組んでいけるよう、モデル地区の事業者の知見を活用するとともに、地域の話合いを円滑に進める支援などを通じて、県内各地で集積・集約化を駆動する主体を育成していく。
- (2) 地域の内外を問わず、意欲のある担い手等への農地集積に積極的な地域については、市町村からの申請に基づき「重点支援地区」を9地区設定し、販売金額1億円を超える大規模経営体の育成・確保を図る「リーディングアグリプレーヤー育成・確保事業」に取り組み、規模拡大による所得向上を目指す担い手を対象とした農地の集積・集約化と生産性の向上に必要な支援を一体的に展開する。
- (3) 基盤整備事業に関連して農地中間管理事業を活用する地区が多く見込まれていることから、実施地区や実施予定地区における積極的な農地中間管理事業の推進により円滑な農地の転貸を実現し、担い手の生産性向上を図る。
- (4) 基盤法利用権が廃止されることから、当該利用権の期間満了後における耕作者の利用権を確保するため、促進計画への移行について周知徹底を図る。

2 地域計画の策定と連動した農地の集積・集約化の推進

県などの関係機関は、市町村が策定する地域計画の取組に対し、協議の場への出席や必要な助言を行うなど、伴走支援を実施する。

- (1) 市町村は、農業委員会、機構、JA、土地改良区、県関係機関等から構成される協議の場において、担い手の規模拡大意向や今後流動化が想定される農地の情報を共有することで、人と農地のマッチングの促進を図り、農地集積・集約化を見据えた地域計画を策定する。また、地域計画を策定する地区のうち、農地の受け手となる担い手が明確となっている地区を対象に、機構集積協力金の活用等により、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、基盤法利用権の期間満了後の事案について、促進計画への移行を確実に図る取組を強化する。
- (2) 農業委員会は、地域計画を策定する地区において、地域の担い手の規模拡大意向と、貸付け等の意向のある農地や今後流動化が想定される農地とのマッチングを図り、農地集積・集約化を見据えた目標地区の素案を作成する。また、担い手が不足する地域においては、貸し付け意向等のある一定のまとまりをもった農地情報について、県や関係機関への情報提供を通じて、域外の担い手とのマッチングを図る。
- (3) 機構は、市町村における地域計画策定に積極的に関与するとともに、大規模担い手や担い手組織、農業者団体に対し、地中マーカを活用した畑の区画拡大・集約化の取組紹介や農地集積・集約化に

関する意見交換会の開催等の普及啓発活動を継続して行うことで、さらなる事業推進を図る。

3 関係機関・団体の役割分担

関係機関、団体は、以下の役割分担の下、計画的な農地の集積・集約化を推進する。

(1) 県

- ア 令和6年度中に全ての市町村において、集積・集約化を見据えた地域計画を策定するために必要な支援を実施する。
- イ 市町村、農業委員会から提供された農地や担い手に関する情報を基に、市町村域を越えた農地と担い手とのマッチングに当たる。
- ウ 市町村、農業委員会とともに、地域ごとの推進方策を検討し、担い手に対する技術・経営支援、農地整備等、所管する事業、施策の計画的な実施とフォローアップを行う。
- エ 集積・集約化の需要が大きい中規模経営体を対象に、周辺担い手とのゾーニングや担い手同士の農地交換等、所得向上に向けた取組の人的支援を行う。
- オ これまでの集積・集約化の取組結果についてのPDCAを回しつつ、自立的に農地の集積・集約化が進む仕組みづくりについて、検討を行う。

(2) 機構

- ア 市町村における協議の場に積極的に参加し、大規模機構活用者や市町村域を超えた機構活用者の情報共有を図る。
- イ 貸借期間が満了となる案件について、早期の意向確認や事務手続きの簡素化等を図ることで、市町村等による円滑な更新手続きを支援する。
- ウ 関係機関等に対して、農地中間管理事業の普及啓発活動を行い、事業の活用促進を図る。
- エ 市町村と一体となった農地中間管理事業支援システムの安定運用や賃料事務の適正かつ迅速な対応、農地の保全管理など管理業務を適切に実施することで農地の集積・集約化を推進する。

(3) 農業会議

農業委員会の行う目標地図素案の作成に関する実態調査や各種支援を行うとともに、研修会等の開催により、集積・集約化を見据えた目標地図の作成及び農地利用の最適化の推進への支援を行う。

(4) 市町村

- ア 地域計画の策定等に向けた協議の場において、農地と担い手に関する情報の共有化及び将来の耕作者についての協議等を継続的に行う。
- イ 貸付等の意向のある農地や耕作者が不在となるおそれのある農地の情報、地域の担い手の規模拡大意向、新規参入者の動向等を整理するとともに、関係機関と連携して、担い手が不足している地域においては、集落営農組織の育成・法人化等を促し、それらへの集積・集約化を推進する。

(5) 農業委員会（農業委員・農地利用最適化推進委員）

- ア 農地利用の実態調査や地権者等への意向確認により、詳細な農地情報の収集に当たる。
- イ 協議の場に参画し、地域における農地と担い手とのマッチングを推進する。
- ウ 上記ア、イに係る成果に加え、貸付等の意向のある農地や耕作者が不在となるおそれのある農地の情報を整理し、関係機関と協力して目標地図の素案を作成する。

(6) 農業協同組合、茨城県農業協同組合中央会

- ア 組合員の相談窓口として、市町村及び機構と連携して農地中間管理事業の活用を促進する。
- イ 農地利用集積円滑化事業の満期を迎える農地について、農地中間管理事業への移行を図る。

(7) 土地改良区、茨城県土地改良事業団体連合会

- ア 営農状況の把握、機構集積協力金の活用に努めるとともに、農地中間管理事業による貸借に係る情報を機構等関係機関に提供する。
- イ 基盤整備事業を実施中の地区においては、事業の進捗状況等を考慮しつつ、農地中間管理事業を活用して担い手への農地の集積・集約化を促進する。

(8) 農業者団体（農業経営士協会、女性農業士会、青年農業士連絡協議会、農業法人協会、認定農業者協議会、稲作経営者会議）

- ア 農地中間管理事業による農用地の集積及び集約化の促進に関する協定に基づき、会員に対し、農地中間管理事業の積極的な活用促進を図る。
- イ 地域の話合いの場等への参加を会員に働きかけ、農用地利用の効率化の促進を図る。